

組合規程の改定について

組合規程(システム等運用管理規程)を改定いたします。

つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

11. システム等運用管理規程

新	旧
<p>(電子媒体の管理)</p> <p>第21条 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2～3 (略)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(電子媒体の廃棄)</p> <p>第25条 <u>保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、原則として粉砕処理又は溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 データ保護管理者は、個人情報を記録した電子媒体を廃棄するときは、廃棄が安全かつ確実に行われることを作業前後に確認し、その経過を記録・管理するものとする。</u></p>	<p>(電子媒体の管理)</p> <p>第21条 (略)</p> <p><u>2 電子媒体の廃棄は、原則粉砕処理とする。</u></p> <p><u>3～4 (略)</u></p> <p><u>5 個人情報を記した電子媒体の廃棄に当たっては、安全かつ確実に行われることを、データ保護管理者が作業前後に確認し、結果を記録に残すものとする。</u></p> <p>(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)</p> <p>第25条 <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータについては、法令の定めた保存期間保存・管理するものとする。ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</u></p> <p><u>(1) 情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち組合員の資格及び保険給付に関するものについては文書保存規程を準用する。</u></p> <p><u>(2) 情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち会計事務取扱規程第3条並びに財産管理規程第14条及び第15条で定める帳簿及び台帳については文書保存規程を準用する。</u></p> <p><u>(3) 情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち(1)及び(2)以外のものについては文書保存規程を準用する。</u></p> <p><u>(4) 電子申請に係る届出書データ、届出データ及び添付文書については文書保存規程を準用する。</u></p> <p><u>2 保存期間が経過したデータ及び電子媒体において、引き続き保存する必要があるものについては、改めて保存期間を定めて保存・管理するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>附則 この規程は、令和5年8月1日から施行する。</p>	<p><u>3 保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、破砕処理または溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。なお、消去及び廃棄した場合、その経過を記録・管理するものとする。</u></p> <p><u>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日・法律第27号。）第2条第5項に定める個人番号（情報システム等で保有するものに限る）については、第1項に定める期間に関わらず資格喪失又は扶養削除の日から10年間とする。</u></p> <p>附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>

令和5年7月21日

ダイハツ健康保険組合
理事長 中川 仁志